

坂戸・鶴ヶ島消防組合開発行為及び中高層建築物等  
に関する指導要綱

制定 平成 9 年 10 月 24 日 告示第 8 号  
改正 平成 11 年 3 月 15 日 告示第 2 号  
改正 平成 16 年 3 月 10 日 告示第 5 号

坂戸・鶴ヶ島消防組合開発行為及び中高層建築物等に関する指導要綱（平成 3 年坂戸・鶴ヶ島消防組合告示第 8 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、坂戸・鶴ヶ島消防組合（以下「消防組合」という。）における開発行為及び中高層建築物等の建築に関し必要な事項を定めることにより、これらに係る消防用設備等を整備し、居住者及び勤務者等の安全確保を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この要綱は、次の各号の一に該当する場合に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に定める開発行為で、開発区域面積が 2,000 平方メートル（但し、戸建住宅の場合は 3,000 平方メートル）以上のもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、敷地面積 2,000 平方メートル（但し、戸建住宅の場合は 3,000 平方メートル）以上のもの。
- (3) 中高層建築物で、高さ 12 メートル以上又は地上 4 階以上のもの。
- (4) 敷地面積 1,000 平方メートル以上でかつ建築延べ面積 300 平方メートル以上のもの。
- (5) その他消防長が必要と認めたもの。

（協議事項）

第3条 前条の行為を行おうとする者は、事前に次の各号に掲げる事項について協議しなければならない。

- (1) 消防水利の設置に関すること。
- (2) 消防用設備に関すること。
- (3) 消防活動用施設及び消防車両進入路等に関すること。
- (4) その他消防長が必要と認めた事項。

2 協議事項については、様式第1号の協議書により消防長と締結するものとする。

(消防水利の設置基準)

第4条 消防水利は原則として防火水槽とし、次の各号の一に該当する場合は、開発区域内の全ての各部分から消防水利に至る距離が100メートル以下となるように設置しなければならない。

- (1) 都市計画法に定める開発行為で、開発区域面積が2,000平方メートル（但し、戸建住宅の場合は3,000平方メートル）以上のものは40立方メートル級防火水槽を設置するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、敷地面積2,000平方メートル（但し、戸建住宅の場合は3,000平方メートル）以上のものは40立方メートル級防火水槽を設置するものとする。
- (3) 建築物の階数が4以上でかつ、建築延べ面積1,400平方メートル以上のもの、又は敷地面積1,000平方メートル以上でかつ、建築延べ面積300平方メートル以上のものは20立方メートル級防火水槽を設置するものとする。

2 防火水槽を複数設置する場合は、必要数の3分の1を超えない範囲内で消火栓とすることができる。ただし、消火栓の構造は次

のとおりとする。

- (1) 型式は、原則として地下式であること。
- (2) 呼称 65 ミリの口径を有するものであること。
- (3) 直径 150 ミリメートル以上の管に取付けられるものであること。ただし、管網の一辺が 180 メートル以下となるように配管されている場合は、75 ミリメートル以上の管とすることができるものであること。

3 防火水槽は第 1 項の規定により設置すること。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 開発区域内の全てが、既設の消防水利（公設の 20 立方メートル級以上の防火水槽又は消防水利の基準第 3 条第 2 項（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に規定する消火栓。）により半径 100 メートル以内で包囲可能な場合。
- (2) 仮設建築物等臨時に建築を行う場合。
- (3) 建築物の改築、模様替え等で規模、面積が既存と同程度の場合。

4 前項第 1 号の既設の消防水利は、使用の際に国道、軌道敷等を横断、迂回等をする事なくホースが延長できるものであること。

（防火水槽の位置）

第 5 条 防火水槽の位置は、消防車が容易に部署できるとともに、消防活動上支障とならない場所とすること。

2 防火水槽の吸管投入口は、道路境界線又は敷地内通路からおおむね 2.5 メートル以内の位置とし、見易い位置に標識を掲げること。

（防火水槽の構造）

第 6 条 防火水槽の構造は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 専用水槽とすること。ただし、他の消火設備と併用する場合において、それぞれの水量を確保できる構造のものは、この限りでない。

(2) 吸管投入口は、1 個以上設けるものとし、有蓋形とする。又、蓋は消防組合指定のものを使用すること。

(3) 有効水量が地盤面から 4.5メートル以内にあること。

2 前各号により難しい場合は設置者の独自の設計によることができる。ただし、事前に消防長の審査を受けるものとする。

(提出書類)

第 7 条 防火水槽を設置しようとする者は、様式第 2 号の消防水利設置届出書に所定の図面を添えて工事を行う 10 日前までに、消防長に提出して審査を受けなければならない。

(防火水槽の管理)

第 8 条 防火水槽の本体は消防組合に帰属し、その用地は使用貸借又は寄付とする。ただし、防火水槽の構造又は土地利用等の関係で帰属できない場合は、この限りでない。

2 帰属した防火水槽の維持管理については、消防組合が行うものとする。ただし、完成後 1 年間は設置者が行うものとする。

(消防水利の指定)

第 9 条 消防組合に帰属できない防火水槽は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 21 条の消防水利とし、次の各号により指定するものとする。

(1) 消防水利の指定を受けようとする場合は、様式第 3 号の消

防水利指定承諾書を消防長に提出するものとする。

- (2) 消防長は前号の承諾書により、消防水利として指定できるものについては様式第4号の消防水利指定書を交付するものとする。

2 前項により指定された消防水利については、所有者等が常に使用可能な状態に維持管理するものとする。

(消防用設備)

第10条 消防用設備は連結送水管設備とし、地階を除く階数が5以上の建築物に法の技術上の基準に従い設置するものとする。

(はしご車の進入路)

第11条 地階を除く階数が4以上又は高さ12メートル以上の建築物を建築しようとする者は、次の各号に適合するはしご車の進入路を整備するものとする。

- (1) 進入路は、はしご車が容易に進入走行できる幅員4メートル以上の道路及び通路で、周辺部分にはしご車の運行操作等の障害となるものが存在しないこと。
- (2) 進入路の屈曲又は交差部分には、幅員に応じた隅切りを設けること。
- (3) 進入路は、総重量20トンのはしご車の通行等に耐えられる地盤支持力を有すること。
- (4) 進入路の勾配は、10パーセント（5.4度）以下とし、段差は、0.1メートル以下とすること。

(はしご車の部署の位置)

第12条 前条の建築物を建築しようとする者は、次の各号に適合するはしご車の部署位置を整備するものとする。

- (1) はしご車が容易に伸ていし、架ていできる幅 5 メートル以上、長さ 12 メートル以上の活動空地を確保すること。
- (2) 前号の活動空地は建築物の外壁から 2 メートル以上離しかつ、はしご車のターンテーブルの中心から 12 メートル以下となるよう設けること。
- (3) 縦横方向とも勾配 5 パーセント（約 3 度）以下とし、その他は進入路に準ずるものとする。
- (4) 部署位置には、別図第 1 の標示及び別図第 2 中いずれかの標識を掲げること。

（代替措置等）

第 13 条 はしご車の進入及び架ていが不能と認められる建築物を建築する場合は、次の各号の一によるものとする。

- (1) 避難階又は地上に通ずる 2 以上の直通階段を設けること。
- (2) 住戸等の主たる出入口及びバルコニー等から異なる二方向に避難ができること。

（完成検査）

第 14 条 消防水利、連結送水管設備、はしご車の進入路及び部署位置等が完成したときは、消防組合の完成検査を受けなければならない。

第 15 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附 則（平成 9 年 10 月 24 日告示第 8 号）

この告示は、平成 9 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 15 日告示第 2 号）

この告示は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 10 日告示第 5 号）

- 1 この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に改正前の告示による消防施設等協議済のもので、工事着手前のものは、事業者の申し出により、この告示を適用することができる。

## 開発行為及び中高層建築物等に関する消防施設等協議書

年 月 日			
事業者 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span> 坂戸・鶴ヶ島消防組合 消防長 <span style="float: right;">㊟</span>			
坂戸・鶴ヶ島消防組合開発行為及び中高層建築物等に関する指導要綱に基づき、 次のとおり協議を締結する。			
所 在 地			
名 称			
用 途		敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
構 造		階 数	地上 階 地下 階
建 築 面 積		延 面 積	m <sup>2</sup>
消 防 用 設 備 等	消 防 水 利		
	連 結 送 水 管 設 備		
	は し ご 車 進 入 路		
	は し ご 車 架 て い 場 所		
	そ の 他 の 施 設		



## 消防水利設置届出書

平成 年 月 日

坂戸・鶴ヶ島消防組合  
消防長 様

届出者 住 所  
氏 名

印

坂戸・鶴ヶ島消防組合開発行為及び中高層建築物等に関する指導要綱第7条の規定により、下記のとおり消防水利を設置しますので届け出ます。

### 記

設置者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
施工者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	
消防水利	設 置 場 所	
	種 別	
	容 量	
	吸 水 量	

※ 添付書類 案内図、配置図、工程表、構造図及び配筋図（二次製品の場合承認図）、蓋姿図

## 消防水利指定承諾書

平成 年 月 日

坂戸・鶴ヶ島消防組合

消防長 様

届出者 住所

氏名

印

消防法第21条第1項に基づき、下記の施設を消防水利として指定することを承諾  
します。

記

1	所在地	
2	名称	
3	水利指定 承諾施設	
4	容量	

株式会社  
代表取締役 様

坂戸・鶴ヶ島消防組合  
消防長

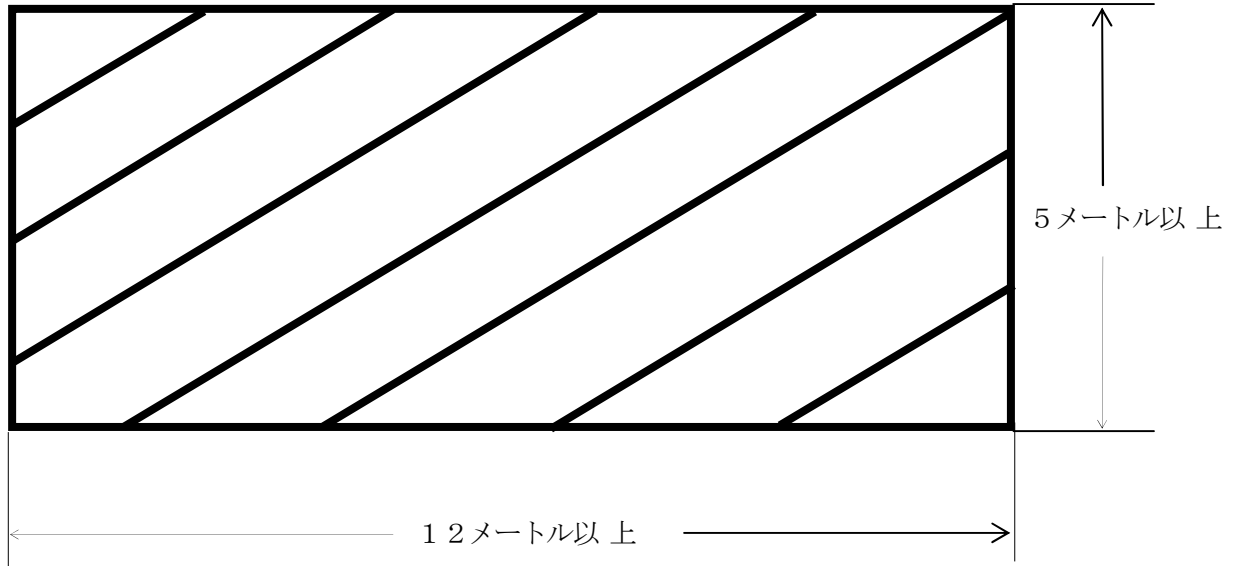
## 消防水利指定書

下記に設置された消防水利施設は、消防法第21条第1項の規定により消防水利に指定します。

### 記

1	所在地	
2	名称	
3	消防水利 指定施設	
4	容量	m <sup>3</sup>

別図第1 (第12条関係)



- 備考 1 ラインは黄色塗料で、概ね0.15メートルの幅とすること。  
2 ラインとラインの間隔は、概ね1.5メートルとすること。  
3 中央部に「はしご車停止場所」等の文字を記入する事ができる。

別図第2 (第12条関係)

サイズ 600×400mm 以上



サイズ 600mmΦ 以上



(地白地、上部文字「ハシゴ車停止場所」青色、車両部分赤、  
梯体部分及び下部文字「坂戸・鶴ヶ島消防組合」黒)